

ごしよがわらし 農業委員会 だより

第81号

2018
9/25

編集・発行

五所川原市農業委員会
五所川原市字布屋町41-1
Tel.0173-35-2111 (代表)
農政係 (内線2883)
農地係 (内線2884)

平成30年度北五農業委員会大会



八月二十九日(水)、北五地区農業委員会協議会(斎藤靖裕会長)主催による、平成三十年度北五地区農業委員会大会が、鶴田町「国際交流会館」で、4市町の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業団体および関係機関など約120名が参加して開催されました。

大会では、斎藤会長の主催者あいさつに続き、相川正光鶴田町長の歓迎あいさつをはじめ、来賓の方々から御祝辞をいただきました。続いて、永年にわたり、農業委員会活動に功績のあった農業委員4名に表彰状の授与を行いました。

議事では、①「農地中間管理事業」についての要望(案)、②「りんご黒星病対策の強化に関する要望(案)」③「黒星病の被害を受けたりんごの活用方法の研究推進等に関する要望(案)」④「里地里山環境保全に関する要望(案)」が審議され、原案どおり可決されました。

最後に、大会宣言決議が満場一致で承認され、決議事項実現に向けた運動を展開することを宣言し、ガンバロー三唱で閉会しました。

今回決議された要望事項四項目は、北五地区農業委員会協議会の斎藤靖裕会長が上部組織である一般社団法人青森県農業会議の山本康樹会長に手渡し、要望実現に向けた強力な国への働きかけをお願いします。

北五地区農業委員会協議会は、今後も農業者の声を伝える懸け橋として要望活動を続けてまいります。



第81号

1

H30
9/25

ツキノワグマ出没注意報発令中

青森県全域に青森県よりツキノワグマ出没注意報が発せられました。
注意報発表期間：平成30年9月12日～平成30年11月30日

◆対策：クマに出会わないこと

1. 出没情報に気をつける→新聞、ラジオ、テレビ、出没標識に注意しましょう。出没場所に近づかない。
2. 音を出しながら作業する→クマよけ鈴、ラジオをつけるなどこちらの存在を知らせることが大事です。
3. 早朝や夕方、霧の深い日は山に入らない→このような時に、クマは活発に活動しています。
4. ひとりで作業しない。→単独行動は危険です。
5. フンや足跡、食べ跡を見つけたら→近くにクマがいる可能性があります。すぐ引き返しましょう。

◆もしクマに出会ったら

1. 遠くにクマを見つけたら→静かにその場を立ち去りましょう。
2. クマがこちらに気づいたら→まず落ち着きましょう。静かにしていればほとんどの場合クマは立ち去ります。
3. クマが近づいてきたら→クマの動きに注意しながらゆっくりと後退してください。
4. 走って逃げる、大声、石投げは危険→クマを刺激しないことが大切です。
5. 子グマであっても近づかない→近くに必ず親グマがいます。子グマを守ろうとするので非常に危険です。

◆クマを目撃、クマの痕跡を見つけたら下記まで連絡してください。

五所川原警察署：0173-35-2141（五所川原地区）

金木警察署：0173-53-2117（金木・市浦地区）

※もしくは、最寄の交番へ連絡してください。

五所川原市役所農林水産課、金木総合支所、市浦総合支所



平成30年度五所川原市 りんご黒星病防除対策事業費補助金について

農林水産課では、りんごの主要病害であり平成28年から多発しているりんご黒星病のまん延防止を図るため、本年のりんご黒星病の感染防止を目的とした秋の特別散布に要する薬剤の購入費について、以下のとおり「平成30年度五所川原市りんご黒星病防除対策事業費補助金」の交付申請を受け付けします。

●補助対象事業

りんご黒星病の感染防止を目的とした秋の特別散布。

●事業実施主体（交付対象者）

五所川原市に住所を有するりんご生産農家、りんご共同防除組合及び農業協同組合。

●補助対象経費

指定する薬剤（以下、「補助対象薬剤」という。）の10アールあたりの散布に要した費用。

●補助対象薬剤

ストライド顆粒水和剤並びにオーソサイド水和剤。

●補助金の額

10アールあたりの散布に要した費用の2分の1以内。10アールあたり上限7000円。

●申請の期日

平成31年1月11日金曜日まで

●申請書の他に必要とされる書類

- (1) 補助対象事業において使用した薬剤の納品書又は領収書の写し
- (2) 防除日誌（実施した日時、園地及び使用薬剤、使用量が記載されているもの）
- (3) 振込先に指定する申請者本人（団体においては代表者）名義の通帳の写し

農協りんご出荷者は出荷のある農協へ

農協以外の出荷者は農林水産課農業振興係までご連絡ください

農林水産課農業振興係 ☎ 0173-35-2111 内線2513

青森県営農高等学校 平成31年度学生募集のお知らせ

1 学校の特徴

地域農業の中核的担い手となり得る農業経営者及び農業を支える多様な人財の養成を目的とした、県立の専修学校です。

自ら課題を決めて研究するプロジェクト学習や農家実習を中心とした実践教育のほか、大型特殊自動車やけん引免許（いずれも農耕車限定）、家畜人工授精師（畜産課程のみ）、毒物劇物取扱者（一般）など多くの資格取得の機会を設けており、卒業生には「専門士（農業専門課程）」の称号が与えられるほか、4年制大学への編入学が可能です。また、今年度から希望入寮制に移行し、通学も可能となりました。

2 修業年限

2か年

3 募集人員等

畑作園芸課程、果樹課程、畜産課程 計50名（くくり募集）

4 年間経費

- (1) 授業料 年額118,800円
- (2) 寮費 男子寮：月額4,570円、女子寮：月額3,160円
- (3) 諸経費 年額320,000～780,000円〔教材費、各種資格試験受験料、実習服費、自治会費、後援会費、同窓会費のほか、入寮の場合は実費負担分（食費、寮光熱水費等）を含みます。〕※改定があった場合は、改定後の金額を適用します。

5 募集日程

- (1) 推薦選考：願書受付 平成30年9月26日（水）～10月10日（水）
選考日 平成30年11月2日（金）
- (2) 一般募集：願書受付 平成30年11月6日（火）～11月20日（火）
試験日 平成30年12月14日（金）

※ 定員に満たない場合、二次募集試験を実施します。

6 オープンキャンパス

平成30年10月27日（土）、28日（日）の「営大祭」と併催しますので、営大に興味のある方は是非おいでください。（申込不要）

7 問い合わせ先

詳しくは、本校ホームページをご覧になるか、本校 教務研修課にお問い合わせください。

〒039-2598 七戸町字大沢48-8 TEL 0176-62-3112

<ホームページ>

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/einodai/top_page.html

Facebook <https://www.facebook.com/einoudai/>



【出稼ぎに行く皆さんへお知らせ】

出稼ぎに行かれるときは、出稼労働者手帳の証明（毎年）が必要です。

出稼ぎに行く前に、忘れずに出稼労働者手帳の交付、更新を受けましょう。

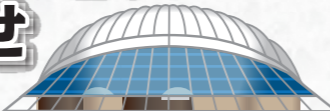
なお、手帳の交付、更新を受ける際は、就労先の会社名、住所、電話番号、就労予定期間などを控えて手続きにお越しください。

●出稼ぎ手続きの受付

商工労政課（市役所本庁舎2階）

金木総合支所（総合窓口係）、市浦総合支所（総合窓口係）

ごしよがわら産業まつりのお知らせ



○開催日時

平成30年10月27日（土）午前9時30分から午後3時

平成30年10月28日（日）午前9時30分から午後3時

○開催場所：つがる克雪ドーム

【問い合わせ先】

市農林水産課：☎35-2111 内線2514

各種申請書の締切日

○農地法第4条申請書、第5条申請書

・農地を農地以外のものとして使用する場合

例：住宅建築・車庫・店舗

毎月25日締切り（25日が市役所閉庁日の場合は翌日）

○農地法第3条申請書、農用地利用集積計画書の同意、競売・公売買受資格証明願

・農地を農地として貸借・売買する場合、競売・公売の入札に参加する場合

毎月25日締切り（25日が市役所閉庁日の場合は翌日）

○あっせん申出書

・あっせんにより農地を貸借・売買する場合

毎月5日締切り（5日が市役所閉庁日の場合は翌日）

【問合せ先】市農業委員会農地係 ☎ 35-2111 内線2884

総会開催予定

○平成30年10月総会

【10月10日（水）】

場所：五所川原市役所 2階会議室

○平成30年11月総会

【11月9日（金）】

場所：五所川原市役所 2階会議室

※法令により総会の会議は公開されております。また、会議録は農業委員会事務局にて縦覧できます。

【問合せ先】市農業委員会 ☎ 35-2111 内線2881

STOP! 農作業事故

秋の農作業安全運動展開中

事前の圃地環境チェックをしっかりと
・使用機械の危険性・特性を把握する

慣れた道でも、草むら、狭い道、坂道などでは、降りて道幅や路面状態を必ず確認する

その使い方安全ですか?

青森県内の農作業安全情報は・・・

ストップ! 農作業事故

で検索!
又は、QRコードからもホームページへ飛ぶことができます!

平成30年 8月15日～10月31日

青森県農作業安全推進協議会・青森県
青森県内の農作業安全情報ホームページ「ストップ! 農作業事故」
http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/nousagyou_anzen.html

脚立は安定した場所にしっかりと固定する
・身の乗りだし、天板上で作業しない
・昇降時に重いものを持たない

～きれいな空でおいしいお米～

稲わらの有効利用にご協力をお願いします

稲刈りの時期は、一年のうちでも大気が安定しており、放射冷却等の影響により上空では対流が発生せず、汚染物質が拡散しにくい状態になっているとされています。

そのため、この時期に行われている稲わら・もみ殻の野焼きにより発生するばい煙は、煙害となり周辺の生活環境に多大な影響を及ぼすことになります。

このばい煙による主な影響として、健康被害（目や喉の痛み、頭痛、ぜんそく等の症状）、交通障害（前方、信号機等が見えない視界不良）、生活環境被害（洗濯物が干せない、換気ができない等）があります。

また、観光への影響や企業・店舗等、加えて生産者や農産物に対してマイナスイメージとなる懸念があります。

平成22年、県議会において「青森県稲わらの有効利用の促進および焼却防止に関する条例」が可決されました。これにより、農業者は稲わらを有効に利用し、焼却などの処分を行わないよう努めることとされています。

生産者の皆さんは、稲わら・もみ殻の有効利用に努め、野焼きを行わないようご協力をお願いします。

